明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件（文部科学四五）　一
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同四六）　二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同四七）　三
○史跡に指定する件（同四八）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産六五七、六五八）　一〇
○農薬を登録した件（同六五九、六六〇）　一一
○農薬を再登録した件（同六六一）　一四
○農薬の登録が失効した件（同六六二）　一四
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十七年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　一四
平成二十七年度第三・四半期国庫の状況（同）　六〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六六
裁判所
破産、免責関係　六七
特殊法人等
独立行政法人国立健康・栄養研究所平成二十六事業年度財務諸表、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　八二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　八六
会社その他
会社決算公告　九〇

## 告示

○文部科学省告示第四十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十八年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。

平成二十八年三月七日

文部科学大臣　馳　浩

別表一から別表四に掲げる家屋

別表一　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 家屋 | 一棟 | 新潟県佐渡市相川大工町二六番一 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川大工町三三番一 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川大工町五八番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川大工町六一番、六二番 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川米屋町四〇番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川下京町七番 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川下京町二〇番 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川会津町一〇番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川三町目二番二 |
| 家屋 | 三棟 | 同　相川三町目一三番 |
| 家屋 | 三棟 | 同　相川三町目二三番、二四番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川三町目浜町八番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川下戸町四六番一 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川下戸町五〇番一 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川下戸町八七番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川四町目一八番 |
| 家屋 | 二棟 | 同　相川紙屋町三八番 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川五郎左衛門町六番 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川小六町五番 |
| 家屋 | 一棟 | 同　相川小六町七番 |

別表二　大沢・上大沢の間垣集落景観

| 種別 | 員数 | 所在地 |
|---|---|---|
| 主屋 | 一棟 | 石川県輪島市大沢町宝来町五五番地 |
| 主屋 | 一棟 | 同　大沢町宝来町七四番地 |
| 主屋 | 一棟 | 同　大沢町宝来町ホサソ一七〇番地 |
| 主屋 | 一棟 | 同　大沢町宝来町ホサソ二〇一番地三 |
| 主屋 | 一棟 | 同　上大沢町四字一〇七番地 |
| 主屋 | 一棟 | 同　上大沢町四字甲二一番地 |